

高知市地域公共交通網形成計画

高知市地域公共交通総合連携計画（改定版）



市民とともに公共交通を
守り・育て・支え合う
にぎわいあふれる
交通ネットワークの構築

平成 28 年 6 月

高 知 市

目次

序章	はじめに	1
	1. 計画策定の背景	
	2. 計画策定にあたっての考え方	
	3. 計画の位置付け	
	4. 公共交通を取り巻く環境の変化	
第1章	本市の現況	10
	1. 位置及び面積	
	2. 人口・世帯	
	3. 運転免許・自動車保有台数	
	4. 高知市転入者・転出者アンケート調査結果	
第2章	本市の地域公共交通の現状及び課題	15
	1. 地域公共交通の概要	
	2. 地域公共交通網	
	3. 鉄道	
	4. 路面電車	
	5. 路線バス	
	6. タクシー	
	7. パークアンドライド・サイクルアンドライド	
	8. 交通結節点	
	9. ICカード	
	10. 現状及び課題の整理	
第3章	課題解決に向けた取り組み	24
	1. 地域公共交通網形成計画の概要	
	2. めざすべき地域公共交通網	
	3. 基本方針及び目標等	
	4. 施策及び事業	
	5. 達成状況の評価	
第4章	参考資料	52
	1. 策定経過	
	2. 高知市地域公共交通会議設置要綱	
	3. 高知市地域公共交通会議委員名簿	
	4. 用語説明	

1. 計画策定の背景

公共交通は、自家用車など移動手段を持たない高齢者や児童・生徒などにとって、生活に欠くことのできない交通手段であるため、今後も維持・確保していく必要があります。

しかしながら、自動車への依存により都市が拡大し、さらにその後に人口減少や少子高齢化などの要素も加わったことで、公共交通の利用者は年々減少しており、路線バスなどの交通事業者は非常に厳しい状況に陥っています。

このような背景の下、地方公共団体が先頭に立って、地域の交通サービス全体を対象とした総合的なネットワーク計画（地域公共交通網形成計画）を策定することを理念とした地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が平成 26 年に改正されました。

また、高知県中央地域では、高知県及び関係 12 市町村による出資の下、窮境にあった公共交通事業者 3 社の経営統合により、平成 26 年 10 月に「とさでん交通株式会社」が新たにスタートし、現在、効率性や利便性の視点からバス路線の再編等に取り組んでいます。

このような背景から、本市が平成 23 年に策定し、平成 27 年度末で計画期間が終了する「高知市地域公共交通総合連携計画」を、より効率的で持続性のあるものに修正・強化する形で、新たに「高知市地域公共交通網形成計画」を策定することにより、持続可能な公共交通体系の構築に向けた課題解決に取り組むものです。

2. 計画策定にあたっての考え方

人口減少や少子高齢化の進展、環境負荷軽減への社会的要請や財政面での制約など、都市を取り巻く社会経済情勢の変化を背景に、都市圏の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約型の都市構造の重要性が増しつつあります。

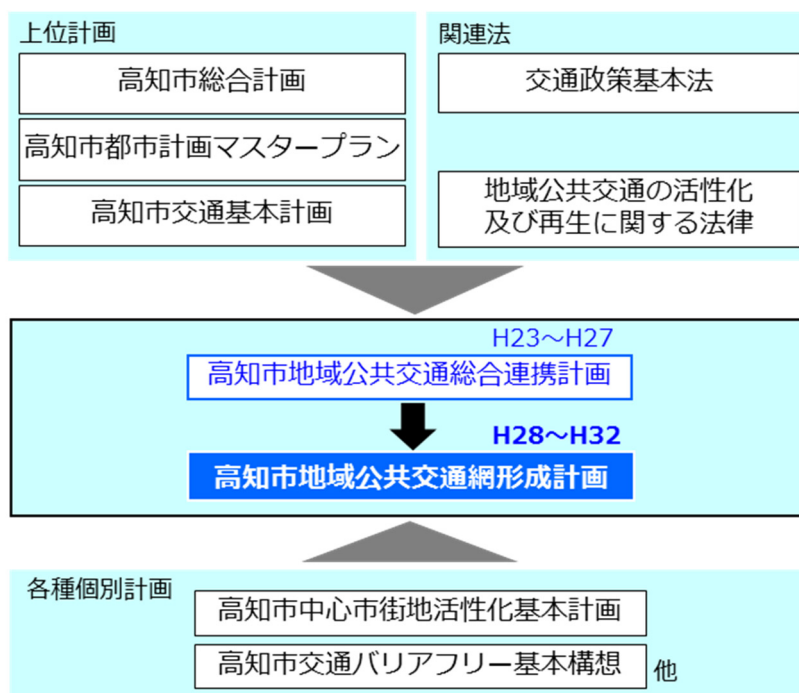
このような中、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正においても、本格的な人口減少社会における活力の維持・向上に向けて、コンパクトシティの実現に向けたまちづくりと連携し、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築が求められています。

本市では、高知城を中心として半径約 5 km 圏内に大半の市街地が形成され、そこには県勢を牽引する様々な社会資本がストックされています。そして、鉄道、空港、高速道路、主要国道などを通じて広域から、様々な目的の交通アクセスがあります。

そのような土地利用や交通環境の下、本市のまちづくりの将来像は、効率的な都市運営に向けた集約型の都市構造であり、都心部への都市機能の集積、まちなか居住の推進、また、都市周辺部では日常生活圏における利便施設の集積などにより、地域の活力を維持しながら、それぞれの地域を環境負荷の少ない公共交通で繋ぐネットワークづくりが求められています。今回の計画策定にあっても、このような本市のまちづくりの将来像を実現するため、土地利用計画や地域の特性、公共交通ストックの配置等を踏まえ、利便性・効率性も勘案しながら、望ましい公共交通体系の構築を目指します。

3. 計画の位置付け

地域公共交通網形成計画は、まちづくりと連携した総合的な公共交通ネットワークを再構築するための計画であり、その策定にあたっては、現在の高知市地域公共交通総合連携計画を修正・強化する形としながら、上位計画や関連法令に則り、また、各種のまちづくり計画等と整合性を持たせながら修正・強化する視点で調整するものとします。



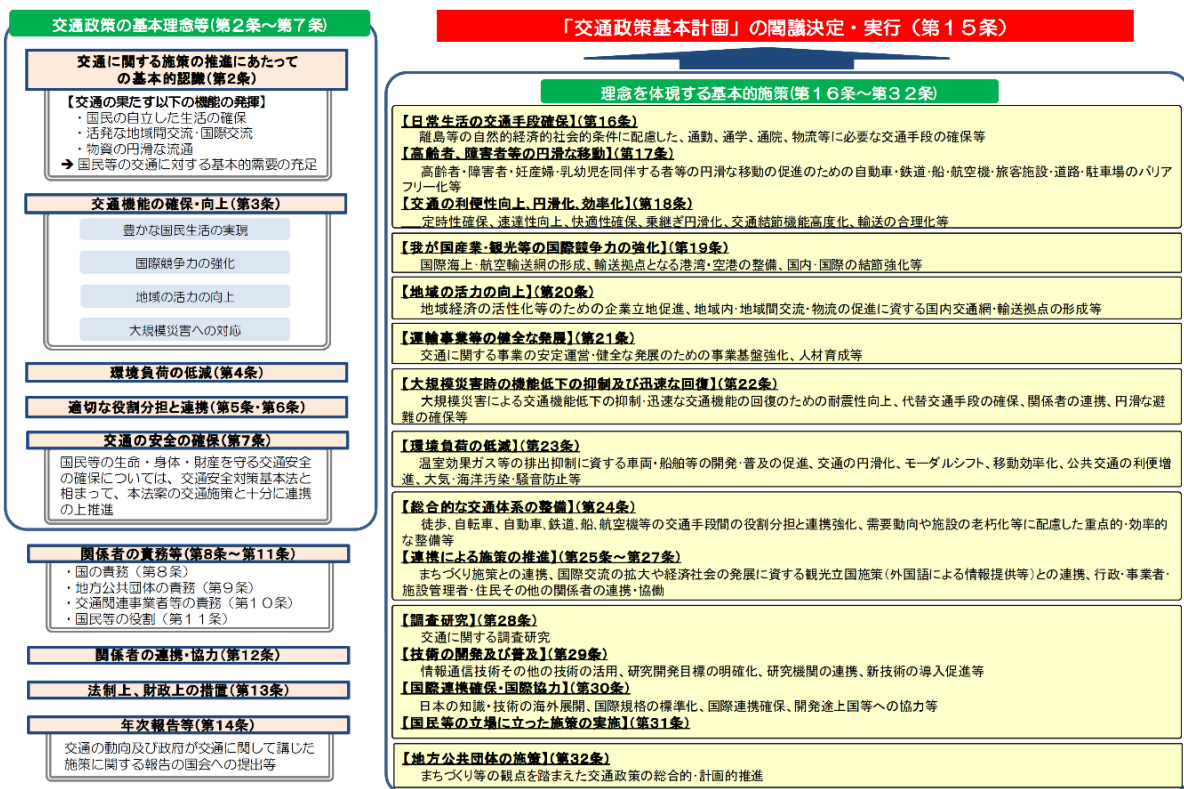
4. 公共交通を取り巻く環境の変化

(1) 交通政策基本法の制定

平成25年に制定された交通政策基本法では、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要との認識の下に、「豊かな国民生活の実現」や「地域の活力の向上」等に向けて交通機能の確保・向上を図るとともに、「交通による環境への負荷の低減が図られることを旨とする」などの基本理念等が示されています。

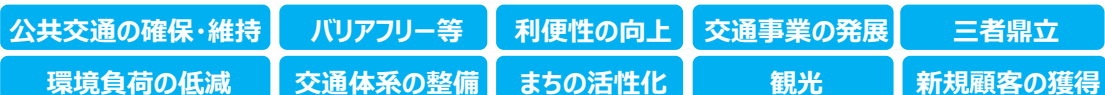
そして、その実現に向けて国・地方公共団体・交通関係事業者等の責務、国民等の役割を明らかにするとともに相互の連携・協力が求められています。

また、理念を体現する基本的施策を明示され、その中には、「地方公共団体は、まちづくり等の観点から社会的諸条件等に応じた交通政策を総合的かつ計画的に実施する」という項目も含まれています。



資料：国土交通省ホームページ

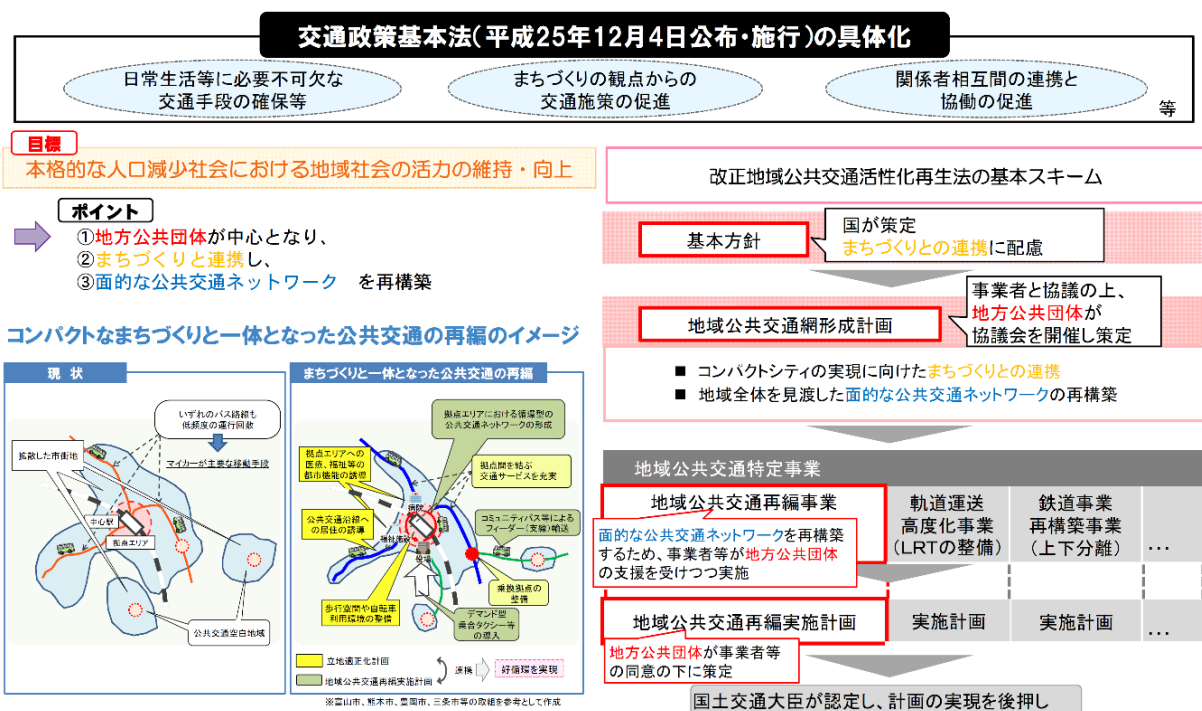
■ 公共交通に係る施策のキーワード



(2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正

交通政策基本法の基本理念に則り、持続可能な地域公共交通網の形成に資することを目的とした、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が平成26年5月に改正されました。

この中で、人口減少、少子高齢化の進展に伴い、特に地方部において公共交通機関の輸送人員の減少により、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念される中、地方公共団体が中心となり、関係者の合意の下、地域社会の活力の維持・向上に向けて、まちづくりと連携した、地域の交通サービス全体を対象とした総合的なネットワークを再構築することが必要であることの理念が示されました。



資料：国土交通省ホームページ

(3) とさでん交通株式会社の設立

車社会の進展に伴う公共交通利用者の減少などにより、高知県中央地域の公共交通は不振の一途であったため、地域の3つの交通事業者の統合により、平成26年10月1日に「とさでん交通」が設立し、地域の公共交通を担うこととなりました。

とさでん交通株式会社は、高知県、高知市等関連12市町村による総額10億円の出資により設立し、事業再生計画の達成に向け、経営と利便性の向上の両立をめざしています。



出資金の内訳

自治体	出資率(%)	出資金(千円)
高知県	50.0	500,000
高知市	35.0	349,700
南国市	6.2	61,800
いの町	3.0	29,900
土佐市	2.7	26,700
香南市	0.7	7,200
安芸市	0.5	5,200
香美市	0.5	5,100
須崎市	0.4	4,300
大豊町	0.4	4,100
本山町	0.3	3,100
芸西村	0.2	2,200
土佐町	0.1	700
合計	100.0	1,000,000

■ 経営方針

～ 持続可能な公共交通の実現へ～

継続的取組

再構築スキームにおける5カ年の事業再生計画

3年目の・単年黒字化

- ・実質債務超過の解消
- ・有利子負債の適正化

継続的取組

2つの経営戦略

見える化

- データに基づく経営
 - ①「経験と勘」から「定量分析」へ
 - ②バス、電車への導入
 - ③経営への導入

見せる化

- 西日本一をめざす3本柱
 - ①接遇・サービス
 - ②安全・安心
 - ③コンプライアンス
 } 経営品質の向上へ
- 積極的な情報発信
 - 便利、快適となった電車・バスのPR等

～戦略の明確化と透明性の確保～

資料：とさでん交通ホームページ

(4) 高知市交通基本計画

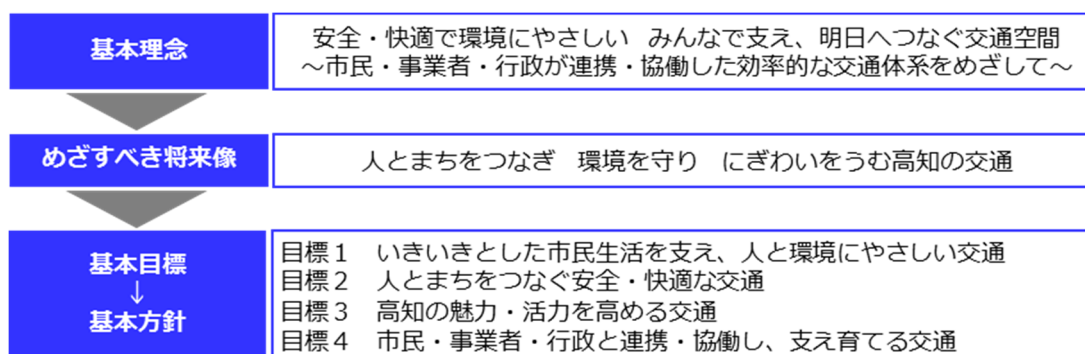
交通基本計画は、交通を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、環境にやさしい交通への転換、市民のニーズに即した持続可能な交通体系の構築、市民、事業者、行政がともに支え合う仕組みの実現を図ることで、交通全般についてめざすべき将来像の実現に寄与することを目的に策定しています。

計画区域：高知市全域

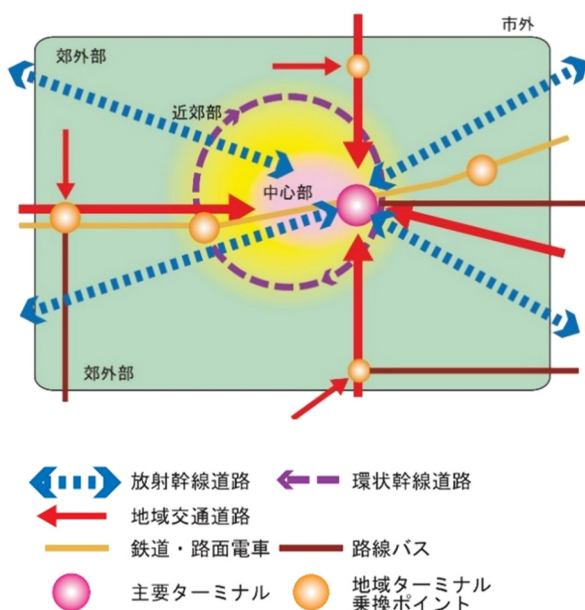
計画期間：2012（平成24）年度から2031（平成43）年度まで 20年間

計画対象：交通全般（自動車交通、公共交通、徒歩・自転車交通）

計画の構成




めざすべき交通体系のイメージ



分類	役割や機能
中心部	・多様な交通手段により移動できる交通環境 ・拠点性の高い交通環境
近郊部	・利便性の高い公共交通 ・中心部へのアクセス性の高い交通環境
郊外部	・自動車と公共交通を適切に利用できる交通環境
主要ターミナル	・高知市の玄関口として広域幹線の発着点 ・高知市の公共交通の核となり、複数の公共交通機関の乗り換えができる交通結節点
地域ターミナル乗換ポイント	・地域交通道路と公共交通機関が接続する交通結節点 ・自動車等と公共交通機関が接続する交通結節点
放射幹線道路	・高知市と市外を結ぶ広域連携機能を持つ交通 ・中心部から放射機能をもつ交通
環状幹線道路	・近郊部を循環し、中心部を迂回する機能を持つ交通
地域交通道路	・主要ターミナルや地域ターミナルなど交通拠点にアクセスする
鉄道	・広域地方圏間や都市間を連絡する交通機能
路面電車	・都市圏内の隣接都市を連絡する交通機能
路線バス	・都市圏内の隣接都市や市内の地域間を連絡する交通機能

基本方針・施策

基本目標	基本方針	施策
目標 1 いきいきとした市民生活を支え、人と環境にやさしい交通	1-1：市民の生活ニーズに応じた交通環境の整備・改善を進めます	1：多様化するニーズに即した公共交通の確立
		2：異業種連携による移動手段の充実
		3：公共交通の運営の効率化
	1-2：すべての人が利用しやすい道路・公共交通環境の形成を進めます	4：ICカード「すか」の利用促進
		5：エコ通勤の普及
		6：交通基盤のバリアフリーの推進
		7：公共交通のバリアフリーの推進
		8：分かりやすい公共交通情報の提供
		9：職員・市民等への周知・啓発活動
		10：エコバイシクル運動の推進
	1-3：低炭素社会の実現のため環境負荷の少ない交通への取組を進めます	11：環境に配慮した自動車利用の促進
		12：コミュニティサイクル等の検討
		13：自転車道の整備
目標 2 人とまちをつなぐ安全・快適な交通	2-1：都市内の交通の安全の向上を図る取組を進めます	14：あんしん歩行エリアの拡大
		15：道路網の再編成
	2-2：自動車と公共交通のバランスのとれた交通へと改善を進めます	16：放射道路や環状道路による道路ネットワークの形成
		17：交通結節機能の強化
		18：都市内公共交通の形成
		19：既存の駐車場・駐輪場の有効活用
		20：パークアンドライド・サイクルアンドライドの推進
目標 3 高知の魅力・活力を高める交通	3-1：広域交通や地域交通の充実により地域の活性化を進めます	21：高速・広域交通体系へのアクセス機能の強化
		22：鉄道を活用した都市幹線の機能強化
		23：生活道路等の整備
		24：自然地域等における地域交通の導入
	3-2：地域の観光資源等をつなぐ交通環境の形成を進めます	8(再掲)：分かりやすい公共交通情報の提供
		25：二次交通の充実と利用促進
		26：観光バスの乗降スペースの確保
	3-3：中心市街地における都市のにぎわいや活性化を図る交通環境の形成を進めます	27：自転車と歩行者が快適に通行できる空間づくり
		28：歩行者優先空間の検討
29：中心部における自動車通過交通の抑制		
目標 4 市民・事業者・行政と連携・協働し、支え育てる交通	4-1：市民・事業者・行政がそれぞれの役割のもと、相互に継続した連携と協働の取組を進めます	30：地域内連携協議会と行政との協働のしくみの構築
		31：NPO・ボランティア活動などへの支援
		32：交通安全の推進
		33：交通安全施設の整備
		34：違法駐車、放置自転車等の対策

：10年間（2012～2021）で優先的に取り組むべき施策（リーディングプロジェクト）

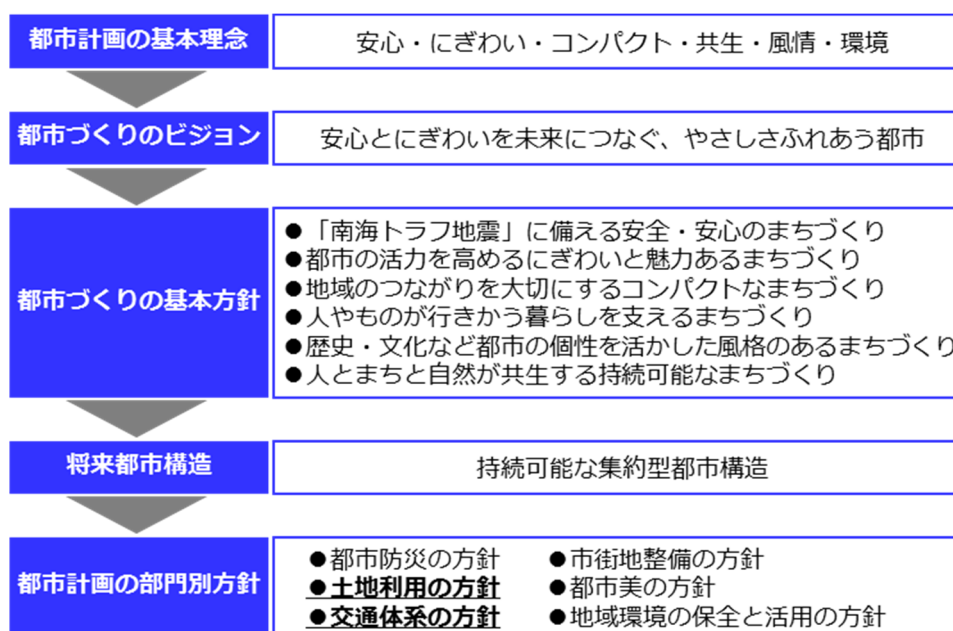
(5) 高知市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、市町村が長期的・総合的な視点から地域特性を踏まえ、住民の意見を反映しながら、都市の将来像と実現に向けた道筋を明らかにする「市町村の定める都市計画についての指針」となるもので、持続可能な集約型都市構造を将来の都市構造に掲げ、その実現に向けた土地利用、都市防災、交通体系の方針などを示しています。

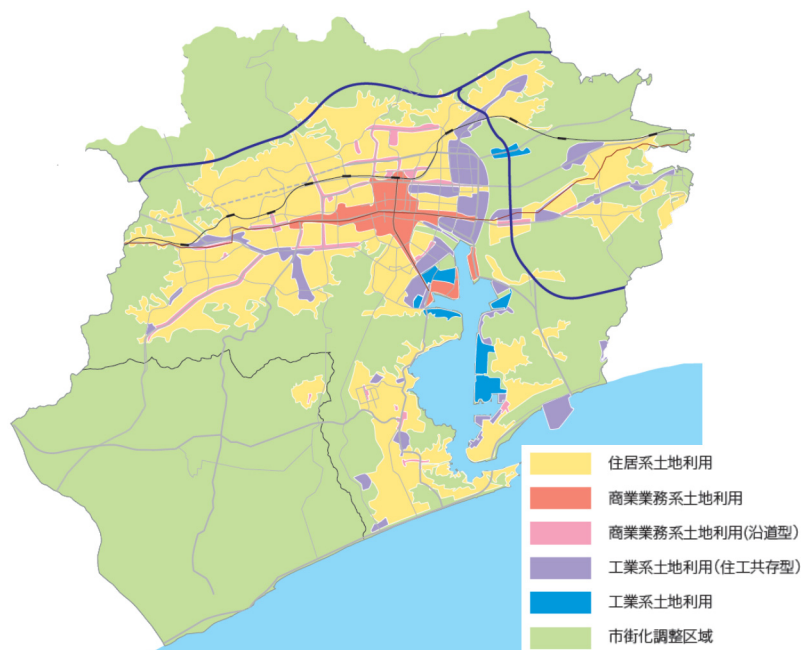
計画区域：高知市全域

計画期間：2014（平成 26）年度から 2030（平成 42）年度まで 17 年間

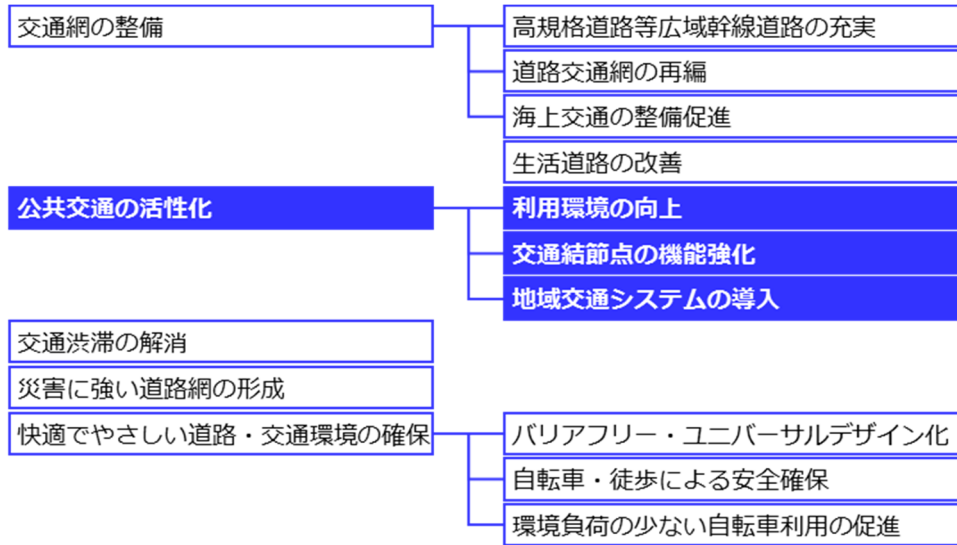
計画の構成



土地利用の方針図



交通体系の方針



交通体系の方針図

